

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」(<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>)に掲示し、平成21年8月5日まで縦覧に供する。

平成21年6月12日

香川県知事 真鍋武紀

1 申請のあった年月日

平成21年6月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人ほっとハウス

川上 敬

高松市田村町995番5の1

3 定款に記載された目的

この法人は、主に18歳以上で一般就労をすることが困難な在宅障害者に対して、小規模作業所に関する事業を行い、障害のある人が地域社会の一員として生活することを促進し、その自立助長を図ることを目的とする。